

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

1. 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和8年8月1日

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2	(週1回程度)→1月の中で3回まで (週2回程度)→1月の中で7回まで (週2回を超える程度)→1月の中で11回まで	287	1回につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2	(週1回程度)→1月の中で3回まで (週2回程度)→1月の中で7回まで (週2回を超える程度)→1月の中で11回まで	-3	1回につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2	(週1回程度)→1月の中で3回まで (週2回程度)→1月の中で7回まで (週2回を超える程度)→1月の中で11回まで	-3	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算				1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算 200単位加算			200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 50単位加算			50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270／1000加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287／1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249／1000加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266／1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207／1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170／1000加算		

2. 訪問型サービスA サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A4	1001	訪問型サービスA	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で10回まで	利用者負担額235円	220	1回につき
A4	4001	訪問型サービスA初回加算	事業対象者・要支援1・2	利用者負担額214円	200	1月につき
A4	5001	訪問型サービスAベースアップ加算	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で10回まで	利用者負担額39円	37	1回につき

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

3. 通所介護相当サービス サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割			59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度)	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割			119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 ※1月の中で3回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		(2)事業対象者・要支援2 ※1月の中で7回まで	447単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	-18単位	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1単位	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度)	-36単位	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1単位	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 ※1月の中で3回まで	-4単位	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)事業対象者・要支援2 ※1月の中で7回まで	-4単位	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	-18単位	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			-1単位	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度)	-36単位	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			-1単位	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 ※1月の中で3回まで	-4単位	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		(2)事業対象者・要支援2 ※1月の中で7回まで	-4単位	-4		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	訪問型独自サービス1 事業対象者・要支援1 (週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		訪問型独自サービス2 事業対象者・要支援2 (週2回程度)	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		訪問型独自サービス回数 事業対象者・要支援1・2	94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 ※同一建物減算を算定している場合、送迎減算は算定しない			47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2 (週2回程度)	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2 (週2回程度)	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2 (週2回程度)	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111／1000加算				
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120／1000加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109／1000加算				
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118／1000加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の99／1000加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の83／1000加算				
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117／1000加算				
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127／1000加算				
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115／1000加算				
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125／1000加算				
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105／1000加算				
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89／1000加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス名称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 ※1月の中で3回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		(2)事業対象者・要支援2 ※1月の中で7回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス名称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 ※1月の中で3回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		(2)事業対象者・要支援2 ※1月の中で7回まで	447単位		313	

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

4. 通所介護相当サービス サービスコード表

要支援2で計画上の利用予定回数が週に1回程度の場合は、以下のコードを使用してください。 令和8年6月1日

サービスコード		サービス名称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1221	通所型独自サービス/212	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 要支援2(週1回程度)			1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/212日割				59単位	59	1日につき	
A6	1223	通所型独自サービス/222	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度) ※1月の中で3回まで		436単位	436	1回につき	
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 要支援2(週1回程度)			-18単位	-18	1月につき	
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割				-1単位	-1	1日につき	
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度) ※1月の中で3回まで		-4単位	-4	1回につき	
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 要支援2(週1回程度)			-18単位	-18	1月につき	
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割				-1単位	-1	1日につき	
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算/222	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度) ※1月の中で3回まで		-4単位	-4	1回につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 要支援2(週1回程度)			376単位減算	-376	1月につき	
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算/23				94単位減算	-94	1回につき	
A6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合 ※同一建物減算を算定している場合、送迎減算は算定しない			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/22	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		要支援2(週1回程度)	88単位加算		88
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		要支援2(週1回程度)	72単位加算		72
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ/22		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		要支援2(週1回程度)	24単位加算		24
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	1回につき	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6210	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6211	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ/2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進連携体制加算/2	ヲ 科学的介護推進連携体制加算			40単位加算	40	1月につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス名称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8014	通所型独自サービス/212・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 要支援2(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8015	通所型独自サービス/212日割・定超		59単位		41	1日につき	
A6	8016	通所型独自サービス/222・定超	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場 要支援2(週1回程度) ※1月の中で3回まで	436単位		305	1回につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス名称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	9014	通所型独自サービス/212・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき	
A6	9015	通所型独自サービス/212日割・人欠			59単位		41	1日につき	
A6	9016	通所型独自サービス/222・人欠	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場	要支援2(週1回程度) ※1月の中で3回まで	436単位		305	1回につき	

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

5. 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

令和8年6月1日

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算 業務継続計画未策定減算 4単位減算	442単位	442	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメント・虐待		438単位	438	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント・虐待・業務継続計画未策定		434単位	434	
AF	2114	介護予防ケアマネジメント・業務継続計画未策定		438単位	438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	6132	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	
AF	3001	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC費 高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算 業務継続計画未策定減算 4単位減算	442単位	442	
AF	3002	介護予防ケアマネジメントC・虐待		438単位	438	
AF	3003	介護予防ケアマネジメントC・虐待・業務継続計画未策定		434単位	434	
AF	3004	介護予防ケアマネジメントC・業務継続計画未策定		438単位	438	
AF	6207	介護職員等処遇改善加算11	ニ 介護職員等処遇改善加算 ※イからハまでの所定単位数の1000分の21 に相当する単位数を算出し、ありうる単位数 の組合せを記載。4つの中からいずれかを選 択。	9単位加算	9	
AF	6208	介護職員等処遇改善加算12		15単位加算	15	
AF	6209	介護職員等処遇改善加算13		16単位加算	16	
AF	6210	介護職員等処遇改善加算14		22単位加算	22	